

国際教養大学監事及び監事監査に関する規程

平成31年2月20日
理事長決定
規程第121号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公立大学法人国際教養大学業務方法書第21条及び第22条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の監事及び監事監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査室との連携等)

第3条 監事は、監事相互の連絡を密にするとともに、監査室（国際教養大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）第2条に規定する監査室をいう。）と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監査の対象)

第4条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- 二 組織及び制度全般の運営状況
- 三 予算の執行に関する事項
- 四 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- 五 その他監査の目的を達成するため必要な事項

(監査の種類及び時期)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査のうち、業務に係る監査にあつては、第9条の監査計画に基づき実施し、会計に係る監査にあつては、国際教養大学決算事務規程第2条に規定する期末決算の時に実施するものとする。
- 3 臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認めたときに実施するものとする。

(監査の方法等)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査により実施するものとする。

- 2 監事は、本学の業務の運営及び執行の状況並びに会計処理の状況に関する実態を把握した上で監査を実施するものとする。
- 3 監事は、監査の実施に当たり、本学における業務の円滑な実施及び教育研究の自主性に十分配慮しなければならない。

(役員及び教職員の協力義務)

第7条 役員(監事を除く。以下同じ。)及び教職員は、監事が実施する監査に協力しなければならない。

(監査の補助)

第8条 監事は、監査の実施に当たり、内部監査規程第6条に規定する監査員に業務を補助させることができる。

- 2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て前項の職員以外の職員に臨時に監査の業務を補助させることができる。
- 3 前2項に基づき監査の業務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。
- 4 監事は、第1項及び第2項に規定する職員に係る人事及び懲戒処分に関し意見を述べるることができる。

(監査計画)

第9条 監事は、業務に係る監査の実施に当たり監査計画を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(監査報告)

第10条 監事は、地方独立行政法人法施行細則(平成16年秋田県規則第5号。以下「施行細則」という。)第2条第4項の規定に基づき監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の監査報告に改善すべきであると認める事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、当該措置による改善の状況を監事に報告しなければならない。
- 3 監事は、第1項の監査報告の基礎とした監査過程の資料等を監査調書としてまとめ、一定期間保存しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第11条 監事は、役員会その他の重要な会議等へ出席し、本学の運営に関する意見を述べるることができる。

(役員及び職員への質問等)

第12条 監事は、必要に応じて役員及び教職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出若

しくは事務及び事業の報告を求め、本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(文書の閲覧)

第13条 監事は、本学の業務運営に関する文書を閲覧することができる。

(秋田県知事への提出書類の調査)

第14条 監事は、本学が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）並びに施行細則の規定に基づき秋田県知事に書類を提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(秋田県知事への意見の提出)

第15条 監事は、法第13条第9項の規定に基づき秋田県知事に意見を提出するときは、あらかじめその旨を理事長に通知しなければならない。

(法令違反等の報告)

第16条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法若しくは他の法令、秋田県の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、秋田県知事に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、監事が実施する監査及び調査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。